

山口県報

令和4年
1月7日
(金曜日)

目次

- 告示
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………一
- 公告
柳井都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)……………一
- 選管告示
選挙人名簿選挙時登録の基準日……………二
- 雑報
県報の正誤(令和三年十二月二十四日山口県告示第四百十二号)……………二
- 山口県告示第一号**
- 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。
- 当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。
- 令和四年一月七日
- 届出事項

山口県知事 村岡 嗣 政

加入区 住 発 起 所 氏 名

由宇加入区 岩国市由宇町港二丁目九番二八号 橋本 精二 由宇漁業協同組合

〃 〃 南沖三丁目九番六号 青見 敏彦 出をする漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
由宇加入区 令和四年一月七日から同月二十一日まで 由宇漁業協同組合

(一) 柳井都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、柳井都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る柳井都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和四年一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
柳井都市計画道路三・三・一樞の割線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
柳井市伊保庄
- 三 変更の内容
構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
令和四年一月七日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画・建築課

山口県選挙管理委員会告示第一号

山口県知事選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和四年一月七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

選挙時登録の基準日 令和四年一月十九日



正 誤

令和三年十二月二十四日山口県告示第四百十二号（瀬戸内海環境保全特別措置法第八條第一項の規定に基づく許可申請の概要）

一	ページ		
下	段		
二〜三	行		
		令和四年一月九日	誤
		令和四年一月十三日	正